

残留農薬検査について（計画作成編）【GAP技術情報】

美味しまねゴールド生産工程管理基準 2.9.11 より抜粋

- ① 残留農薬検査の計画を文書化している。
- ② 残留農薬検査の計画は農場内で使用した農薬及びドリフトの可能性のある農薬のうち、残留の可能性が高いと思われる品目・農薬成分・収穫時期・場所からサンプルを選んでいる。
- ③ 上記②で特に残留の可能性が高い成分を特定できない場合は、多成分一斉分析を行い、リスク評価に役立てている。

これまでは、県が実施する残留農薬検査を活用する場合、「農場として残留農薬検査の計画を作成していなくても可」としていましたが、今後は農場自らが残留農薬検査の計画を作成し、この計画に基づく検査を実施していただくよう基準を改正しました。（令和4年10月1日以降の現地審査・監査から適用）

よくある質問

Q. 何のために残留農薬検査を行うのですか。

A. 認証された農林産物が適正な生産工程管理（農薬の適正使用、ドリフト対策、農薬と生産物との接触リスクの低減など）のもとで生産されていることを確認するためです。

Q. 残留農薬検査計画はどのように作成すればいいですか。

A. 農薬残留の可能性が高いと思われる品目、場所、時期などについて検討し、文書化します。計画の作成例を次ページにお示ししますので、参考としてください。参考帳票は島根県産地支援課のホームページにも掲載しています。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/life/syoku/anzen/oishimane/>

**Q. 複数品目で認証を受けていますが、どの品目で検査を受ければよいですか。**

A. 農場内で使用した農薬及びドリフトの可能性のある農薬のうち、残留の可能性が高いと思われる品目を考慮し、該当箇所から検体を採取してください。なお、県で実施する残留農薬検査を活用される場合、検体数は1経営体につき1品目（1検体）のみです。

県が実施する残留農薬分析では100成分一斉分析を行います。一斉分析対象農薬成分等、検査にかかる情報は美味しまね認証ホームページに掲載していますのでご確認ください。

<http://oishimane.com/index.php?view=6554>



< 残留農薬検査計画の作成例 >

管理すべきポイント2.9.11

残留農薬検査計画

年度:2022

生産者名:〇〇 〇〇

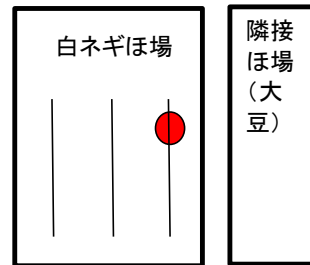
栽培品目	収穫時期	サンプル提出予定日
白ネギ	9月～11月	9月上旬

< 残留農薬リスク評価 >

(残留農薬リスクの高い品目・時期・場所等の詳細を記載)

例:
 認証を受けている白ネギの隣接ほ場では、別の法人が大豆を栽培している。
 緩衝地帯を設け、農薬散布の際には注意喚起を行うなどコミュニケーションをとって対策しているが、ドリフトの可能性を考え、大豆ほ場に近い場所からサンプリングする。
 分析成分は100成分一斉分析に加えて、収穫前最後に散布した農薬成分を分析する。
 ※当該農薬の成分が一斉分析対象成分に含まれない場合

ほ場図



● サンプルング場所

残留農薬検査のサンプリング記録

生産者名	〇〇 〇〇
サンプリング日	2022年 9月 10日
圃場番号	1
品目名	白ネギ
サンプリング方法	上記検討結果に基づく

島根県農林水産部 産地支援課
 美味しまね・GAPスタッフ（浜田駐在）
 TEL:0855-29-5795
 E-Mail:oishimane@pref.shimane.lg.jp
 ★美味しまね認証 HP <http://www.oishimane.com>

